厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付の償還免除のご案内

緊急小口資金等の特例貸付における償還免除については、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する」こととしていましたが、その具体的な取扱いを決定しました。

償還免除のポイント

✔ 償還免除は、資金種類ごとに一括して行います。
具体的には、①緊急小口資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付です。

✔ 借受人と世帯主が住民税非課税であれば、償還免除の対象とします。
そのほかの世帯員の課税状況は問いません。

✔ 判定時期と判定対象となる課税要件は、資金種類により異なります。
具体的には、下記の図をご覧ください。

判定時期と判定対象となる課税要件

		償還初年度目（令和4年度）	償還2年度目（令和5年度）	償還3年度目（令和6年度）
緊急小口資金		20万円		
総合支援資金	初回貸付分	45万円（単身世帯） 60万円（2人以上世帯）		
	延長貸付分		45万円 60万円	※
総合支援資金再貸付		（据置期間延長）		45万円 60万円 ※

一括免除　一括免除　一括免除

判定対象となる課税要件

- 償還前年度又は償還初年度が非課税
- 償還2年度目が非課税
- 償還3年度目が非課税

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップします。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特例貸付の償還免除に関するＱ＆Ａ

Ｑ1　償還免除を受けるための手続きはどのようにすればよいですか。

Ａ1　償還免除は、社会福祉協議会へ申請していただきますが、具体的な時期や書類は、厚生労働省において検討中です。

Ｑ2　住民税が非課税であるかどうかはどこで確認できますか。

Ａ2　お住まいの市町村で非課税証明書をとっていただくことで確認ができます。なお、令和3年度の課税情報が取得できる時期は、一般的に6月以降ですが、市町村へご確認ください。

Ｑ3　なぜ全額が一括で免除ではないのですか。

Ａ3　特例貸付は、貸付の実施方法において、緊急小口資金、総合支援資金の初回貸付、延長貸付、再貸付を単位として貸付期間の設定や資金交付を行っていることから、償還免除の判定方法についても、貸付する際の資金交付額や順序を踏まえ、各々一括免除を行うこととしました。償還になった場合の借受人の方の返済額や時期にも配慮しています。

Ｑ4　住民税非課税の範囲内に住民税の所得割のみ非課税の者は含まれますか。

Ａ4　含まれません。

【お問合せ先】個人向け緊急小口資金・総合支援資金コールセンター
電話　0120-46-1999